

売 買 契 約 書

売払人 奈良県森林技術センター（以下「甲」という。）と、買受人（以下「乙」という。）は、次のとおり売買契約を締結する。

（売買物件等）

売 買 物 件 の 所 在	奈良県吉野郡川上村大字井光地内
売買物件の所在する面積	－ ha
売買物件の種類及び数量	立木 133.3 m3

（売買物件）

第1条 甲は、その所有にかかる頭書の立木を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（共同買受人の連帯責任）

第3条 乙が2人以上の共同買受人である場合は、乙は、連帯して売買契約書に定める義務を負わなければならない。

2 甲は、この契約に基づくすべての行為を共同買受人の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同買受人のすべての構成員に対して行ったものとする。

3 乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

4 第6条に定める売買代金の支払いは、乙の代表者が履行するものとする。

（売買代金）

第4条 売買代金は金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第5条 甲及び乙は、この契約を締結するにあたり、乙が甲に、契約保証金として金 円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の支払い）

第6条 乙は、第4条に定める売買代金を、甲の発行する納入通知書により、これを発した日から20日以内に甲に支払わなければならない。

2 前条第1項に定める契約保証金は、乙の申出により売買代金の一部に充当することができる。

3 乙は、甲の指定する期限までに現納代金を納付しない場合は、当該期日の翌日から納付までの日数に応じ、当該未納の現納代金につき、年10.75パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に納付しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第7条 売買物件の引渡し（根株は含まない）は、前条の売買代金及び違約金を甲が徴収した日から14日以内に乙の立会いのうえ行うものとする。

2 乙は、前項の引渡しを受けたときは、買受物件受領書（様式第1号）を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第8条 売買物件の所有権は、前条第1項の引渡しが終了したときに乙に移転する。

(売買物件の搬出)

第9条 乙は、売買物件を第7条第1項の引渡しを終了した日から起算して 年以内に搬出しなければならない。

2 乙は、天災その他やむを得ない理由により搬出期限までに売買物件を搬出することができなときは、遅滞なく、その理由を付した搬出期間延期申請書（様式第2号）により甲に搬出期限の延長を申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、売買物件の搬出を完了したときは、遅滞なく、買受物件搬出完了届（様式第3号）を甲に提出しなければならない。

(立木の極印)

第10条 乙は、立木の根株部分に極印があるときは、その極印を滅失し、又は損傷してはならない。

2 乙は、前項の極印を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、その旨を甲に届け出なければならない。

(搬出未済物件の処理)

第11条 第9条の搬出期間が満了したとき又は搬出期間満了前において第9条第3項の完了届の提出があったときにおいて、搬出未済となっている売買物件は、売買物件の所在地の土地所有者（以下「土地所有者」という。）に帰属するものとする。

(事業着手届出等の提出)

第12条 乙は、売買物件の伐採、採取、搬出等（以下「事業」という。）に着手するときは、あらかじめ事業着手届（様式第4号）を甲に提出しなければならない。

(施設等の利用)

第13条 甲及び土地所有者は、特別の理由がある場合を除き、乙の事業の執行に必要な売買物件の所在地内の土場等を甲及び土地所有者の指示により乙に使用させるものとする。

2 乙は、事業のため、特に売買物件の所在地内に施設を設ける必要があるときは、あらかじめ使用箇所、使用面積、使用目的、使用期間等について甲及び土地所有者に申し出たうえで、甲及び土地所有者と協議し、その指示により施設を設けることができる。ただし、必要に応じ各種法令に基づく手続きを行うこと。

3 乙は前2項の規定により土場等を使用し又は施設を設けた場合において、その使用を終り、又は契約が解除されたときは、甲及び土地所有者の指定した期間内に当該施設を収去し、使用した土地を原状に回復しなければならない。ただし、甲及び土地所有者の承認を受けたときは、この限りでない。

(搬出前の売買物件の譲渡)

第14条 乙は、引渡しを受けた売買物件で搬出前のものを他人に譲渡する場合は、当該売買物件について、乙が甲に対して有する権利及び義務を共に譲受人が承継する旨を明らかにした書面により、乙及び譲受人連署の上、甲に届け出なければならない。

2 前項の場合において、乙は、この契約に関し、譲受人と連帯してその責めに任ずるものとする。

(危険負担)

第15条 売買契約締結のときから売買物件の引渡しの日までの間に、当該売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は、その損害は乙の負担とする。

(作業の中止命令)

第16条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他やむを得ない理由により契約を履行することができないときは、甲は、事業の中止を命ずることができる。

乙に法令又は契約に違反する行為があると甲が認める場合も、同様とする。

2 前項後段の場合にあっては、乙は、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(契約不適合責任)

第17条 甲は、売買物件に種類（樹種を含むがこれに限られない）、品質又は数量の不足等、契約内容と異なっていた場合であってもその責任を負わないものとする。

(事業執行上の支障木等の届出)

第18条 乙は、事業の執行上、売買物件以外の産物等が支障となることが予見できる場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は、事業の執行中、支障木の発生を予見できた場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

3 乙は、事業の執行中、労働安全上直ちに処理を行わなければならない支障木が発生した場合は、

応急措置の上、遅滞なく甲に届け出なければならない。

- 4 乙は、事業の執行上支障となる売買物件以外の産物等に予見することができずに損害を与えたときは、速やかにその被害状況を甲に通知しなければならない。

(損害の賠償)

- 第19条 乙は、事業の執行上、県有林及びその産物又は県有林の施設に損害を与えたときは、甲の認定するところにより、その損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該産物等の引渡しを請求できないものとする。

(跡地検査)

- 第20条 甲は、搬出期限が経過したとき、又は乙から搬出を完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、乙の立会いを求め、跡地検査をするものとする。跡地検査対象物件の状況から跡地検査ができない場合は、甲乙協議の上、その時期を定めるものとする。
- 2 乙は、前項の場合において、正当な理由がないのに立ち会わなかったときは、甲の行った検査の結果に対し異議を申し立てることができないものとする。

(契約の解除)

- 第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、第6条第1項の期限までに売買代金を納付しないとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本契約に係る下請契約等に当たって、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) 乙が、その他契約で定める重要な条件に違反したとき。

- 2 甲は、前項(2)及び(3)の規定により契約を解除した場合は、当該契約の解除された部分に係る売買契約を乙に返還させ、その返還があったときはこれに相当する売買代金を返還するものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙の納付した契約保証金があるときは、これを甲の帰属とし、契約保証金のないときは、甲は、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

(特殊の理由による契約の変更又は解除)

- 第22条 甲又は乙は、法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他やむを得ない理由により契約を履行することができない場合は、甲乙協議の上、その履行不能の部分につきこの契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により契約を変更し、又は解除した場合においては、甲又は乙は、それぞれ相手方に対して、その損害の賠償を請求することができないものとする。

(開発行為の許可等)

- 第23条 売買物件に係る事業が法令の規定に基づく許可を必要とする場合は、その開発行為の許可

があった日に当該契約が発効するものとする。

(林地保全等の措置)

第24条 乙は、事業の実施に当っては、地元（地権者等）と十分に調整を図り、林地保全、河川汚濁防止等に努めなければならない。

2 甲は、林地保全、河川汚濁防止等に必要があると認めるときは、乙に対し、乙の負担において必要な措置をとることを求めることができる。

3 乙は、伐採した立木に獣害対策ネットが巻き付けされている場合は、乙の負担において搬出し、法令等の規定に基づく手続を経て処理すること。

(県営林地内立木伐採作業仕様書)

第25条 乙は、県営林地内立木伐採作業仕様書を遵守し、適正に事業を実施しなければならない。

(労働安全衛生)

第26条 乙は、物件の伐採、搬出その他の作業の実行に当たっては、労働安全衛生に関する法令等を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第27条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第28条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第29条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第30条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議してこれを定めるものとする。

上記契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 住 所 奈良県高市郡高取町吉備1番地

氏 名 奈良県森林技術センター
所長 吉田 浩巳

乙 住 所

氏 名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(様式第 1 号)

年 月 日

奈良県森林技術センター所長 殿

買受者
住 所

氏 名

印

買受物件受領書

年 月 日付けで売買契約を締結した下記の物件を受領しました。

記

- 1 物 件 の 所 在 地
- 2 物件の樹種・数量
- 3 そ の 他

奈良県森林技術センター所長 殿

買受者
住 所

氏 名 印

搬出期間延期申請書

年 月 日付けで売買契約を締結した物件について、下記のとおり搬出期間の延期を申請します。

記

- 1 契約書の搬出期限
- 年 月 日～平成 年 月 日
- 2 延 期 申 請 期 間
- 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 延 期 の 理 由

- 4 搬出未済の数量
- m3

- 5 搬出未済分の搬出計画

年度	m3
年度	m3
年度	m3
年度	m3
年度	m3

- 6 そ の 他

(様式第 3 号)

年 月 日

奈良県森林技術センター所長 殿

買受者
住 所

氏 名

印

買受物件搬出完了届

年 月 日付けで売買契約を締結した物件の搬出を下記のとおり完了しましたので届
出します。

記

1 物 件 の 所 在 地

2 物件の樹種・数量

3 搬出完了年月日 年 月 日

4 そ の 他

(様式第 4 号)

年 月 日

奈良県森林技術センター所長 殿

買受者
住 所

氏 名 ㊟

事業着手届

年 月 日付けで売買契約を締結した物件の搬出を下記により着手しますので届出します。

記

1 物件の所在地

2 物件の樹種・数量

3 搬出期間 年 月 日～ 年 月 日

4 搬出計画

年度	m3
年度	m3
年度	m3
年度	m3
年度	m3
年度	m3
年度	m3

5 その他